

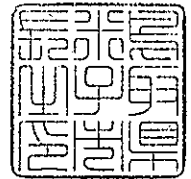


商起第50号-1

令和7年4月9日

鳥取県知事 平井伸治様

米子市長 伊木隆司



大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見書の提出について

令和7年3月25日付け鳥取県告示第143号で公告された大規模小売店舗立地法第5条第1項に関する届出書に対し、別添のとおり意見書を提出いたします。

【事務担当】

〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市経済部商工課 伊藤

TEL 0859-23-5217

FAX 0859-23-5354

課 名	項 目	意 見 の 内 容
環境政策課	騒音	鳥取県公害防止条例第58条 鳥取県公害防止条例により、深夜（22:00～6:00） の騒音の規制基準を厳守する必要があります。 第3種区域：50dB（敷地境界）
建築相談課	開発行為	都市計画法第29条 令和7年3月26日 許可済
都市創造課	駐車場法	駐車場法第11条 自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上 の場合は、駐車場法の技術的基準に適合する必要があります。